

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設維持管理業務について、次のとおり公表します。

## 【契約締結前の公表】

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設等管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

令和5年3月9日

大阪府立山田高等学校長 佐々木 啓

- 1 業務内容 校内清掃作業・施設等維持管理業務委託  
※別添仕様書及び業務委託契約書のとおり
- 2 発注件数 1件
- 3 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 4 契約の相手方の決定方法 本校教職員で組織する審査委員会において審査し、契約事業者を決定する。
- 5 申請方法 受付期間：令和5年3月13日（月）から令和5年3月24日（金）  
午前8時30分から午後5時（土・日を除く）  
仕様書に基づく見積書を郵送もしくは持参すること。（郵送の場合は3月23日（木）必着）  
提出先：吹田市山田東3丁目28番1号  
大阪府立山田高等学校 事務室
- 6 事業者選定の基準 吹田市内に所在し、円滑に業務の履行が可能であること。  
「普通地方公共団体の規則で定める手続」により、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等、臨時的かつ短期的な就業希望している者のために、就業の機会を確保し及び組織的に提供する業務を行っていること。  
過去に履行実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
- 7 その他 本件の発注は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。